

## 随意契約の事前公表(シルバー関連)

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により、随意契約を行うこととし、名張市契約規則第28条第1項第1号の規定により、次のとおり公表する。

1. 件名	草木類資源化処理等業務委託
2. 発注室	環境対策室
3. 業務概要・契約期間	令和4年7月1日 ~ 令和4年12月28日  ① 草木類を破碎・チップ化により再資源化処理を行う。 ② 業務実績を委託者指定の月報に記入すること。 ③ その他、委託者より指示された業務を行うこと。
4. 場所	名張市黒田 ほか 地内
5. 契約予定日	令和4年7月1日
6. 契約相手方の決定方法	本公表に示した参加資格を有すると発注担当者が判断した者であって、名張市契約規則第10条に基づいて決定された予定価格の範囲内で契約できる者。
7. 選定基準	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること。